老発 0 1 2 5 第 1 号 令 和 6 年 1 月 25 日

各 都道府県知事 各 市 町 村 長

厚生労働省老健局長 (公印省略)

「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」の公布について(通知)

介護保険法施行規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第15号。以下「改正省令」という。)については、本日、別添のとおり公布され、令和6年4月1日より施行されることとなりました。

改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりですので、十分御了知のうえ、管内の関係機関、 関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

## 第1 改正省令の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号。以下「改正法」という。)による改正後の介護保険法(平成9年法律第123号)の施行等に伴い、令和6年度からの第9期介護保険事業計画の開始に向けて、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)について、所要の改正を行うもの。

# 第2 改正省令の内容

- (1) 介護予防支援に関する事項
- 改正法による改正後の介護保険法第 115 条の 22 第 1 項の規定により、指定居宅介護 支援事業者が指定介護予防支援事業者としての指定を受けることができることとされ たことに伴い、以下の改正を行う。
  - ア 指定居宅介護支援を行う事業所の従業者のうち厚生労働省令で定める者として介 護予防支援を行う者は、介護支援専門員とすること。
  - イ 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を受けようとする際に、 既に当該指定の申請に係る事業所の所在地の市町村に提出している事項に変更がない場合は、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができることとすること。
  - ウ 市町村長が介護予防サービス計画の検証の実施に当たって指定介護予防支援事業者に対して情報の提供を求めることができる事項は、介護予防サービス計画の実施状況、直近の第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の該当の有無の判断の際に当該基準に該当した第一号被保険者の状況、介護予防支援の利用者の心身又は生活の状況、その置かれている環境、現病歴その他の介護予防サービス計画の作成に当たり勘案した当該利用者に関する基本的な情報、介護予防支援の経過の記録、サービス担当者会議の開催等の状況、介護予防支援に係る評価その他市町村長が必要と認める事項とすること。
  - エ 地域包括支援センターの設置者がその職員に対して、介護支援サービスを適切かつ 円滑に提供するために必要な業務に関する知識及び技術を修得することを目的とし

て受けさせる研修について、当該介護支援サービスの定義に「介護予防支援」を加えること。

- (2) 地域包括支援センターの総合相談支援事業に関する事項
- 改正法による改正後の介護保険法 115 条の 47 第 4 項の規定により、地域包括支援センターの設置者は、総合相談支援事業の一部を委託することができるとされたことに伴い、以下の改正を行う。
  - ア 総合相談支援事業の一部を委託することができる者は、指定居宅介護支援事業者の ほか、総合相談支援事業の一部を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができ る法人であって、老人介護支援センターの設置者、一部事務組合又は広域連合を組織 する市町村、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他市町村が適当と認 めるもの(地域包括支援センターの設置者を除く。)とすること。
  - イ 地域包括支援センターの設置者が総合相談支援事業の一部を委託しようとするときは、あらかじめ、地域包括支援センター運営協議会の意見を聴いた上で、①委託しようとする事業所の名称及び所在地、②委託しようとする事業の内容、期間、担当する区域並びに営業日及び営業時間、③委託しようとする事業を担当する職員の職種及び員数を市町村長に届け出なければならないこと等とすること。
  - ウ 地域包括支援センターの設置者が市町村である場合に、総合相談支援事業の委託を 受けた者が従うべき当該市町村が示す方針は、①当該市町村の地域包括ケアシステム の構築方針、②当該包括的支援事業が実施される区域ごとのニーズに応じて重点的に 行うべき業務の方針、③介護事業者、医療機関、民生委員及びボランティアその他の 関係者とのネットワーク構築の方針、④当該市町村との連携方針、⑤当該包括的支援 事業の実施に係る公正性及び中立性確保のための方針、⑥その他地域の実情に応じて 地域包括支援センター運営協議会が必要であると判断した方針とすること。
- (3) 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する事項
  - ア 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等の対象外とされる介護サービス事業者は、その有する事業所又は施設の全てが以下の基準に該当するものとすること。 (ア)当該会計年度に提供を行った介護サービスに係る費用の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が百万円以下である者
    - (イ) 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある者
  - イ 都道府県知事が調査及び分析を行い、その内容を公表するよう努めるものとされて おり、また介護サービス事業者から都道府県知事に対して報告が義務づけられている 介護サービス事業者経営情報を以下の事項とする。ただし、介護サービス事業者の有 する事業所又は施設の一部がアの(ア)・(イ)の基準に該当する場合には、当該事 業所又は施設に係る事項は含まないものとすること。
    - (ア) 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報
    - (イ) 事業所又は施設の収益及び費用の内容
    - (ウ) 事業所又は施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
    - (エ) その他必要な事項
  - ウ 介護サービス事業者による都道府県知事への介護サービス事業者経営情報の報告は、電磁的方法を利用して自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他適切な方法により、毎会計年度終了後3月以内に行わなければならないもの等とすること。
  - エ 厚生労働大臣が都道府県知事に対して情報の提供を求めることができる事項は、介護サービス事業者から都道府県知事に対して報告した介護サービス事業者経営情報 その他必要な事項とすること。

- オ 都道府県知事が厚生労働大臣の求めに応じて情報を提供する際の方法は、電磁的方法を利用して自ら及び厚生労働大臣が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他の適切な方法とすること。
- (4) 介護サービス情報公表制度に関する事項
- 介護サービス事業者に対して都道府県知事への報告を求める事項について、以下の改 正を行う。
  - ア 指定介護予防支援事業者としての指定を受けた指定居宅介護支援事業者に関する 介護サービスの内容に関する事項について、市町村長による介護予防支援の指定の状 況を追加すること。
  - イ 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項について、事業所 又は施設の財務状況を追加すること。

# (5) その他

- ア 介護サービス事業者経営情報の報告について、改正法施行後の初年度(令和6年度) に限り、報告期限を令和6年度末までとすること。
- イ 都道府県知事が介護サービス事業者に関して公表を行うよう配慮する情報として、労 働時間及び賃金が含まれていることを明確化すること。
- ウ その他所要の改正を行うこと。

# 第3 施行期日

令和6年4月1日

# ○厚生労働省令第十五号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和五年

法律第三十一号) の施行に伴い、並びに介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 及び介護保険法施行令

(平成十年政令第四百十二号) の規定に基づき、 介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定

める。

令和六年一月二十五日

厚生労働大臣 武見 敬三

介護保険法施行規則の一部を改正する省令

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

,	$\overline{}$
,	傍
j	紡
	剖
	分
	H
i	改
	ıF
	剖
	分
`	_

定介護予防支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる第百四十条の三十二 法第百十五条の二十二第一項の規定により指(指定介護予防支援事業者に係る指定の申請)	定介護予防支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる第百四十条の三十二 法第百十五条の二十二第一項の規定により指(指定介護予防支援事業者に係る指定の申請)
(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	「一、法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援を行う事業る者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者とする。   一 法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター   法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター   法第八条の二第十六項の厚生労働省令で定める者とする。
附則 第五章~第十章 (略)	
目次   日次   (新設)   (新数)   (新)   (新)   (新)   (新)   ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	日次 目次 目次 目次 目次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日
改 正 前	改 正 後
一   一   一   一   一   一   一   一   一   一	

一て け以介の 下この 同 所 ľ うとする場 予 在 地 支 項 の載 に提 〈援事業 に 市 おい 町 出 合には、 村 申 業を行う事業 が長(同項の 期中請書又は書類 て「他 L な け 当市 れ ればならない。当該他の市町村の長。以の市町村」という。)の事業所の所在地の市町村の長。以事業所の規定に基づき指定な事の規定に基づき指定な 規類 を、 当 一づき指 の市指定 定の 。以下この節においての長から指定を受明村以外の市町村 ( を申 受請 受けようとする明に係る事業形 る所

5 十四四 略

2 書 各 号に る者 者 セ  $\mathcal{O}$ 前 ンター 3者が法第百説項の規定に、 記 で 記載又は 掲げる事 あ る場合に 0 書 設 置の 十か五か 類 項 に変更がないとき、おいて、既に当該  $\mathcal{O}$ の届出をしている場合又は指五条の四十六第三項の規定にかわらず、市町村長は、当該 提出 『を省 略さ せること は、これら 市 町 村長に 定に が で 指 該 らの事項に係る申請に提出している前項 、きる。 基づ  $\mathcal{O}$ 定 指定を受けようと 事 居宅介護支援 き地 域包 申前援括請項事支 2

3

4 でに 0 が 職又は 項略 げる 当の 該規 事 市 定 類 項町に 0) に 村か 1変更がないときは、これらの事1長に提出している第一項第四号1かわらず、市町村長は、当該申1 提 出 を省略させることが できる 四号から第十一日の申請に係る事業 項 に 保る申 号業者 · 請 書

5

法 第 百 +  $\pm$ 条 (T) +0 第 項  $\mathcal{O}$ 厚 生 労 働 省 令 で 定 8 る 事 項)

第

項

0

厚

生

労

( 新

働 百 省 一十条の 令 で定める事 三十八 項 0 は、 次に 法第百 掲げる事 + 五条 項 の三十の くとす

兀

護 子 防 サ 1 ピ ス 計 画 0 実施 状況

働 大臣 直 近 が <u>(</u> 定 第 百 める基準 兀 十条の六  $\mathcal{O}$ 該当 十 二 0 0) 有 無 0 判 断  $\mathcal{O}$ 際 に 当 該 基 き厚 準 に 生労 該 当

た第 号 被保険 人者の 状況

勘 該 利 用 者 に関する基 本的 な情

兀 第 号 0) 規 定に 基づ

る環 介護 予 子 境 防 防 支援 支援の 現 病 歴その 0 利用者の 経 過 0 他 記 0 介護 心 身 予 又 防 は サ 生 活 ピ 0 ス 状 計 況 画 そ 0) 作 0 :成に当 置 か れ

> て同じ。 けようとする場合には、 以下この条にお 介の事 護予 所 項 在 を 防 地 記 )に提 支援事 の載 市 L 町 出 1 村 申 て「他 を L 長 請 行う事で、行う事では、 な け 当該 の れ ば 市 業の書 なら 他町 規類 所 町村」という。) の所の所在地の市町は規定に基づき指定な類を、当該指定の財  $\mathcal{O}$ な市い町。 の長。 。以下この節におい)の長から指定を受けようとする定を受けようとするの申請に係る事業所

一 〈 十 四 略

する者が法第百七年の規定にか これらの事項 とができる。 村長に提出 援センター 「「」「青春り記載又は書類の提出を省略」 「している前項各号に掲げる事項に変更がない、の設置の届出をしている場合において、既に当第百十五条の四十六第三項の規定に基づき地域 にかかわらず、市町村長は、当該指定を受し (略) - の設置 L いとき 当 域 け さ せ 該包 ょ 市大町支 るこ う

3

4 載又は書類が既に市町 又は 前 『「市町村」 項に 類 村長にか 0) に変更がない、村長に提出しい 提 出 を省 略 とさい させることが ず、 さは、これらの事項いる第一項第四号が 市 町 村 長 できる は、 当 から第一語 項 に 係 る申 十一係 中請書の記 号までに る事業者

5

五. な支援 運営並 サー 規 定 の方法に関する基準 下 びに指定介護予防支援等に係る介護予 ピ するサー ス 指 担 定介 . 当者会議 護予防支援等基 ピ (指: 定介護 伞 成 準 千八 予 いう。 防 年厚 支援 と 11 う。 生 等 防の事 労 0 開 働 ため 第三 省令第三十七 · 業 の 催 等 Ò  $\hat{\mathcal{O}}$ 人 状況 効果的 八員及び 条第 九

介に 護 予 防 支援に係る評 ス担当者会議を

その 他 市 町 村 長 が必必 要と認め る事 項

下この条及び第百四十条の四十八において「計画」という。)でものについて、令第三十七条の二の三第一項に規定する計画(以で定めるときは、次の各号に掲げる基準に該当する事業所以外の百四十条の四十四 法第百十五条の三十五第一項の厚生労働省令(法第百十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定めるとき) められたときとする。

(略)

第 で定める事項は、次百四十条の四十八 **令** 第三十七条の二の三第二 次に掲げるものとする。 令第三十七条の二の三第二 項の厚生 労働 省 令 で 項 0 定める事 厚生労働省令 項

5 Ŧī.

四十条の六十二の二 第百 十五 条の 兀 + 应 法第百十五条の四 0) 厚生労働省令で定める 情 報

第

百

定める情 サー するも ·るものを除く。)として都道府県知事が定めるものとする・ビスに従事する従業者に関する情報(介護サービス情報に)情報は、介護サービスの質及び労働時間、賃金その他の介条の六十二の二 法第百十五条の四十四の厚生労働省令で

節 介 護 サ 1 ピ ス 事 業者 経 営 情 報  $\mathcal{O}$ 調 査 及 び 分析

第百

十五

条の

匹

十四四

0

第

項

0

厚

生労働

省令

で定める者

られたときとする。の条及び第百四十条の四ものについて、令第三十 百四十条の四十 で定めるときは、 (法第百 十 五 条の三

(略)

第 める事項は、次に!百四十条の四十八 (令第三十七条の二第二 掲げるものとする。 令 第三十七条の二 項 0 厚生労働省令で定める事 一第二項 0) 厚 生労働省令で定

一 5 五. (略)

第 百四十条の六十二の二 定める情 業者に関する情報 (法第百 て都道 十五 報 府県 は、介護サー 条 知 0) 事 (介護サービス情報に該当 兀 が + 定 匝 - ビスの め 法第百十五条の四十四 0) るも 厚 生 一労働 の 質及び介護サー とする。 省令で定 「する 8 3 の厚情 ビスに従事する従 Ł 生 0) を除 労働 労省令で

新 設

第百四十条の六十二の二の四(法第百十五条の四十四の二 兀 百 規定による報告は、 含まないものとする。掲げる基準に該当する場合は、 (法第百十五 けるべき都道府県知事が同 介護サー 生労働省令で定める事項は、 四十条の六十二の二の三 とにつき正当な理由がある者 防福祉用具購入費の支給の対象となるサー 護予防サービス費、 具購入費、 介護サー 事業所又は施設の収益及び費用の内容事業所又は施設の名称、所在地その他 事業所又は施設の職員の職種別人員数その他の 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができな く措置を講ずる方法その他適切な方法により その他必要な事項 当該会計年度における提供を行った介護サ いを受けた金額が百万円以下である者 ・ビス事業者の有する事業所又は施設の ビス費 条の 居宅介護サービス計画費、 四十四の 電磁的方法を利用して自ら及び当該報告を受 地域密着型介護サー 地域密着型介護予防サー 二第 の情報を閲覧することができる状態 第二項の規定による報告の 法第百十五条の四十四の二第二項の 法第百十 当該事業所又は施設に係る事項は 次に掲げる事項とする。 項 0 厚 五. 条の 施設介護サービス費、 生 ビス費、 一労働 の基本情報 兀 ビスの対価として支 十四四 省令で定める事 ビス費又は介護予 します。
します。
はまずり
できまり
で 部が前条各号に ビスに係る居宅 <u>の</u> 每会計年度終 人員に関する 方法) 第 ただし 項 いこ 項  $\mathcal{O}$ (新設) (新設) (新設)

了後三月以内に行わなければならない

第 3 2 1(法) 、次のいずれかに該当するものとする。する厚生労働省令で定める基準は、市町市四十条の六十三の六、法第百十五条の 第百十五条の四十四の二第二項の規定による報告を受けるべき都大臣が管理する電気通信設備の記録媒体への記録がされた時に法大臣が管理する電気通信設備の記録媒体への記録がされた時に法第一項の措置が講じられたときは、前項の規定により厚生労働 生労働大臣が同 百 他 百 体に介護サー ことができる方式に従って行うも を受けるべき都道 講ずる方法その 生労働省令で定める方法は 法 必要な事項とする。 生労働省令で定める事項 府県知事に到達したものとみなす。 項 几 兀 1第百 1第百 第百 に規定する介護サー 十条の六十二の二の六 + 項 ŋ 条の六十二の二の 0 号事業 十五 十五 十五条の四十四の二第五項 報 措 を内 告をすべき介護サー 置 追は、 条の 条の ・ビス事業者経営情報(法第百十五条の四十11は、厚生労働大臣が管理する電気通信設備 容とする情 <u>ー</u>の (第一号生活支援事業を除く。 他の 兀 府県知事が当該情報を記録 兀 十五 情報を閲覧 + 適切な方法とする。 四 ・ビス事業者経営情報をい Ŧī. 0) 0 報を記 は 五第二項 法第 一第四 法第 電磁的方法を利 ビス事業者 することができる状態に置く措 介護サー 項 のとする。 百 百 録する措 0) +の厚生労働省令で定める方法 十  $\mathcal{O}$ 町の 厚 五. 五. 厚 ビス事業者経営情報その1条の匹十四の二第四項の 村四 生 条 生 一労働 が、 置で が十 0 労 Ų 定五めの 兀 働 用し 自ら 、あって、 省令で定める基準 + 省令で める基準であってい五第二項に規定 · う。 に係る基準とし 兀 カコ かつ、閲覧するので、前項の規 の 二 て自ら及び厚 定める事 次条におい 四の 第 四の二第四の二第 五. 項の 項 一 第一号事業(第一号生長でない、次のいずれかに該当するものとする。 する厚生労働省令で定める基準は、市町村だり。 1 - 多0六十三の六 法第百十五条の四 第百四十条の六十三の (新設) 新 (法第百 設 十 五 条 0 (第一号生活支援事業を除く。 兀 十五 0) 五. 第二項  $\mathcal{O}$ 厚 村四 生 が十 労 定五 働 めの 省 に係る基準とし る基 五. 令 第二 で 準で項 定 8 、あっなに規 る基 て定

げ る ず の該 当 す る

本準その他厚生労働大臣が定める基準の例による基準でいて「旧指定介護予防サービス等基準」という。)に規定に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。ロにに関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。ロにに関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。ロに大きの事業の人員、設備及び運営並びに指定介予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介予護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十七八、護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十七八に指しるレニオテー。 厚 る いに予 予 による基

1 とうでである基準とする。
号に定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各の四十条の六十六 法第百十五条の四十六第六項の厚生労働省令で定める基準)

《例を定めるに当たって従うべき基準(次)ターの職員に係る基準及び当該職員の員覧法第百十五条の四十六第五項の規定により 準 **次のイ及びロに掲げる貝数について市町村がより、地域包括支援ヤ** るがセ

の表の上∜がる場合には、地げる場合にない 数のげ 応じ、 それぞれ同 【掲げる担当する区域における第一号被保険者2、地域包括支援センターの人員配置基準は、スいかわらず、次の⑴から⑶までのいずれかに5 表の 下 に 定 め るところによることが の次掲

> ず す る

1・ハ (略) に係る基準の する旧介護予味 法に関する基準 支 定 定介護予防 援 予防防 準その他 準 介 援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する が護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防 いて「旧指定介護予防サービス等基準」という。)に規定 に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。ロに に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。ロに に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。ロに でがサービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方 が進入の方とのの対果的な支援の方 が護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十七 ので、のでは、 祭に係 生労働のに掲げ 護 (平成 (T) 支援等基準」と 法る 十八年厚生労働 例 による基準 の該 省令第三十七号。 1 いう。)に規定する介護予防省令第三十七号。ロにおいてめの効果的な支援の方法に関 **受予防支援** 

第 条例を定めるに当たって従うべき基準、次のイ及び口に掲げるンターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が一、法第百十五条の四十六第五項の規定により、地域包括支援セラに定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。(法第百十五条の四十六第六項の厚生労働省令で定める基準)

基準

数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところにの表の上欄に掲げる担当する区域における第一号だる場合には、地域包括支援センターの人員配置での規定にかかわらず、次の⑴から⑶までのいべ(略) できる。 によること ラ被保険者の基準は、A が の次掲

(2) (1)九町略

ンター い認 地者は は治五 する 又  $\sum_{}$  $\equiv$ 域 運 広 法十市 はれ項 第 る 地 住 営 域 二百 達合であ 一百八十 第二  $\mathcal{O}$ 合 た 場 併 兀 · 条 第 例 イー 項等 の項 にに に 規 規 定 す 定す る す る る 一 は部市平 事町成 組 合は年 若地法 L 方 律 <

(3)

九一括事の条り的業全の nして委託、 配の方針、 一号市に 方針 提示) は で に 掲げる が に 掲げ は で に 掲げ に お い て は 、 とす ては、当芸的支援事業 る。 容を を勘案して、包当該包括的支援事業を除く。)

八 略

その 必 要で 他 あ 地 ると 域 0 判 実 情 断 に応じ L した方針 7 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ] 運 営 協 議 会

· 行 う 研 修

百 他 四都 の十道 保条府 の県 健 六十八 医 療 サ ĺ 令第 ピ ス 三十七 又 は 福 祉 条 サの十 ピ 五 ス 第 を 提 項 供に す規 9る者との 焼定する研 連修 絡は

(2)(1)

有 地者は第 治 五 - 運営 てめ 広 法 十市 大等二百八十四条第一項に規定する合併市町村 「協議会(指定居宅サービス事業者等をいう。 「内裁連合であって、イの基準によっては地域包 一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表 一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表 一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表 があると地域包括支 があると地域包括支 があると地域包括支 があると地域包括支 があると地域包括支 がおける保健、医療又は福祉に関する学識経験 おける保健、医療又は福祉に関する学識経験 おける保健、医療又は福祉に関する学識経験 おける保健、医療又は福祉に関する学識経験 がうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と の構成されるものをいう。 の代表 る者 域 第 九町 とス等の利用という。)又伝第二十二条伝支援センタ 芸地方 に当験代者、用 く自第

(3)

括的支援事業の実施の方針を示すものとする。
事業を委託する者に対し、次の各号に掲げる内容を助の全てにつき一括して委託する場合においては、当該条の四十五第二項第四号から第六号までに掲げる事業第百四十条の六十七の二 市町村は、包括的支援事業の実施に係る方針の提示) 第 当事業 を で勘案して、 可該包括的・ 事業を除く。 業を除く。 ζ. ` 、 支援

九 一 ~ そ 八 そ 針の 他 他(略 域

 $\mathcal{O}$ 

実 情

に

応じ

7

運

営

協

議

会

が

必

要

で

あ

る لح

判

断

た方

行う 修

百 他四都の十道 保条府 ポの六十八州県知事が 健 医 療 サ ピ ス 第研 又は 福 七 祉 条 サ  $\mathcal{O}$ ĺ + ピ 五 ス 第 を 提 項 供 に する 規 定 者と する の研 連修 絡は

要な業務に関する知識及び技術を修得すびに介護予防支援をいう。)を適切かつ、サービスの利用援助及び施設サービスサービス(居宅介護支援、施設における調整、他の介護支援専門員に対する助言 2 百 省令で定める者は、 により、 百 れる次に掲げる研修とする。 要件) 組 設合 置 法 町 いて同じ。 四十条の六十八の三 法 包括支援センターの設置者を除く。 法 立い 兀 3 . て 第百 合又は 第二 て -第百 村 特定非営利活動法人その他市町村が 特 十条の六十八 L かつ効率的に実施することが 法 長に届 ようとするときは 定 者 第百十五条の四十五第二 定居宅介護支援事業者 地 総合相談支援事業」という。 非 + 地 + (略) -条の七 域包括支援センター 営利活動 広 五 域 五. 地 -条 の 条の け 包 域連合を組織する市 方自治法第二百八 が総合相談支援事業 括支援センター 出 Tなけ へ の 二 。 二 兀 兀 十五 促進法第二条第二 次に掲げる者とする。 + ń 第 七 第四項 ばならな 法第百 第二項 法第百十 あら 項に規定する老 かじ 第一 項 十四条第一 0 運営協 の設置 + -五条の -五条の 町村、 厚 できる法 第 号に掲  $\otimes$ 0 生 得することを目的として行わかつ円滑に提供するために必ビス計画の実施状況の把握並ける施設サービス計画の作成助言、指導その他の介護支援助言、指導その他の介護支援 号に 者 項 労 議 兀 適当と認めるもの 0) 숲 部 0) 医 兀 働 市 次 げる事 項に規 魔法人、 人で を、 省 0) + 規 掲 0) + 意見 各号に掲げる事項 町 Ł 定 介 部 令 げ 七 第四 あっ を適切 る事 に 護 で 前 村 第 条に . 基づ 支援 を聴いた上で を除く。 業 定する一 匹 定 項 て 業 項  $\Diamond$ 0 社会福祉法人 つもの(地域 前段 セン 掲げる者に  $\hat{O}$ る (次条に 者) 老人福 公正、 厚生労 部 部事務 ター 次項に  $\mathcal{O}$ 0 規定 委 中お 託 祉 働 2 (新設) 新 3 設 |得することを目的として行われる次に 円滑に提供するために必要助及び施設サービス計画の並びに施設における施設サービス計画の員に対する助言、指導その 必要な業務に開めての他の介護 での他の介護 での他の介護

げ関の画

るす把の援

支

第 3 2 五四 で定める基準は、 百四十条の六十九 三 方 労働省令で定めるところにより市町村が示す方針は 百 更しようとするときは、 三 (法第百十五条の ならない。 委託する上で必要な情報を当該委託を受けた者に提供しなけ ならない。 法 が 関係者とのネットワーク構築の方針 針とする。 兀 議会の意見を聴いた上で、 業日及び営業時間 重点的に行うべき業務の方針 地域包括支援センターの設置者は、 地域包括支援センター の方針 介護事業者、 第百 その他地域の 当該包括的支援事業の実施に係る公正 委託しようとする事業の内容、 必要であると判断した方針 当該市町村との連携方針 当該包括的支援事業が実施される区域ごとのニーズに応じて 当該市町村の 十条の六十八 委託しようとする事 委託しようとする事業所の名称及び 十五 条の 医療機関、 兀 実情に応じて地域包括支援セ 地域包括ケアシステムの構築方針 0 四十七第四項 次のとおりとする。 十七第五項の厚生労働省令で定める基準) 兀 法第百十五条の四十 法第百· 業を担当 あらかじめ、 0 設置者 民生委員 その旨を市 後段 + 「する職」 -五条の は 期間、 0 及び 総合相 地域包括支援センター運営 厚 前項各号に掲げる事 町村長に届け出なけ 七 兀 生 員 所 一労働 の職 担当 第五項の厚生労働省令 性 ボランティアその + 在 及び 七 談支援事業の 地 Tする区 第四 ン 省令で定める方針 種 中立 及び タ ] 項 次に掲げる |域並 員 運営協議 性確保 数 項を変 びに営 他 れば 0 れ 部 会 た 0 ば □ で定める基準は、次のと □ 第百四十条の六十九 法室 □ (法第百十五条の四十七 (新設) 次のとおりとする。 法第百十五条の四十 t 第四 項の厚生労働省令で定める基 七 第四項の厚 生労働省令 準)

# 略

第 百 十 五. 条 0 兀 + Ŧī. 第 項 第一 号 = に 掲 げ る 事 業 0 委 託  $\mathcal{O}$ 届

市 ようとするときは、 げ 条 百 町村 る事 第五 兀 いう。)が、その + · 業 の 長に届け 項条  $\mathcal{O}$ 0 実 規七 が施の 定 によ 出 「な け 委 法 あらかじめ、次の各号に掲げる事項についての事業の一部を、次条に規定する者に委託しょ託を受けた者(以下この条において「受託者より法第百十五条の四十五第一項第一号ニに掲出第百十五条の四十七第六項の規定により、同 ればならない。

5 (略)

3

2

法 第百 十五 条 (T) 兀 + Ė 第六 項の厚生 労 働 省 · 令 で 定 める者

第 で 百 定 兀 1十条の・ める者は、 七十一 指 ;定居宅介護支援事業者とする。 法第百十五条の四 十七第六項 0 厚生労働省

令

査 及 び の七十一のび支払の事が 務 0) 部 を受託 できる法

あ つ該 百 託 事 って当該 玉 兀 にする場 実に 務 民 + · 条 の に 健 関 実 康 でする処 一合は、 、 保険 施 玉 民 で きると 健 団 当該 理 康 体 垤機能を有するものを備え、当該事務を適正か尿保険団体連合会が備えるものと同等以上の当π該事務を実施するために必要な電子計算機でμ連合会が審査及び支払に関する事務の一部をルニ 法第百十五条の四十七第八項の規定によ 1機能を有するものを備え、当該事保険団体連合会が備えるものと同 連 認 め る法 人に対 し て 委託 する ŧ 0) لح す 9 る。 か当 で を ょ

利 用

第 用 百 料 兀 +· 条 の はする事 七 + = 法第 市町 百 村 + が 五. 定 条  $\emptyset$ 0 á. 兀 + 七 第 九 項 0) 規 然定に による利

2 う 該 利 市 用町村関 8 る は、 ŧ に 係る事項の事項 0 とする。 業の のは、 規 内 定により利用 |容を勘 案 料 ふさわ を定め るに し V) 当たっては、 利 用 料となるよ 当

# 略

(法 第 百 + Ŧī. 条 0 兀 十五 第 項 第 뭉 三に 掲 げ る 事 業 0 委 託  $\mathcal{O}$ 届

」という。) が、そのげる事業の実施の委託 条第四十 市町村長に届け出なようとするときは、 市町村長に届け 項条 のの規七 定十 に なけ よ 法 あ り法 第 めらかじめ、次のの事業の一部を、 を受けた者 れ ば 第 十五. 弗百十五条の四-1 〒五条の四十七第 ならない。 次の各号に 次条に規定さい、大条に規定されている。 掲げ に一切の規 りる事項について足する者に委託したおいて「受託者 い第定 に 号 ょ  $\equiv$ に 者揭同 て

(略)

• 3

2

第 お育四十条の七十一の日本百四十条の七十一 兀 + 七 第五 項  $\hat{O}$ 厚生労働省令で定 厚  $\emptyset$ 生労働 る 省 令

で定める者は、 指 定居宅介護支援事業者とする。 法第百十五条の四十七 第五 項 0)

務 0) 部 を受託 できる法 人

第 つ確実に実施該事務に関す (審査及びま り 国 委託する場合は、 って当該 民健 実施 康 以する処理 保険 玉 七支 民 十払 で 一の事 きると 健 団 当該事務 康 体 保険 機 連 認 能 合会が審査及び支払に関する事 め を有するものを備 団 法 る法 体連 ?を実施するために必要な電子 第 百十五条の四十 合会が備えるものと同 人に 対 して委託 え、 七 当該 する 第 七 ŧ 事 項 等以 務 0 務  $\mathcal{O}$ を適 計 規  $\mathcal{O}$ す 上 算 定 る。 正  $\mathcal{O}$ 機部に か 当 で を

第 (利用料) 七 · 十二 項項 への規 法 市 第 町百 十五 村 が 定め 条の る。 兀 + 七 第 八 項 0) 規 定 に ょ いる利

2 該利用料に係る専用料に関する事項 う 定 るも 0) る事 とする。 業の 規 内 定 [容を勘 により利用料 案し を定め ふさわ るに L 1 利 当 ったって 用 料 となるよ 当

(略)     第三	(略) 口	(略)	(4) 事業所等の財務状況	<b>~</b> (3) (略)	共通事項 一 一 イ	適切な事業運営の確保のために講じている措置   一	事項	介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する 第二 ^	五 (略) 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	<ul><li>タ (略)</li><li>ワ・</li></ul>	<ul><li>(4) 市町村長による介護予防支援の指定の状況</li></ul>	(3) (略)	居宅介護支援	〜ル (略) イ・	置	利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措 ニ ヨ	(略)	介護サービスの内容に関する事項 第一 ^	(第二(第百四十条の四十五、第百四十条の四十七関係) 別表第二	(略)	い かい	下この号において「法人等」という。)に関する事項 この)を運営する法人又は法人でない病院、診療所若しくは薬 を運所又は施設(以下この表及び次表において「事業所等」と 一 事(第6四十条の四十五)第6四十条の四十五
(略) (略)	(略)	(4) (略)	(新設)	(1) (3) (略)	· 共通事項	適切な事業運営の確保のために講じている措置		介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する	五 (略)	· ~ 夕 (略)	(新設)	(1) (3) (略)		シル		利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措	(略)	/ 一ビスの内	(第百四十条の四十五、第百	(略)	ホ	号営業- にする におる におる

附 則

(施行期日)

(経過措置)

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

2 令和七年三月三十一日までの間は、この省令による改正後の介護保険法施行規則第百四十条の六十二の

「令和七年三月三十一日まで」と読み替える

二の四第一項中「毎会計年度終了後三月以内」とあるのは、

ものとする。

- 13 -